

審査基準ガイドライン

技術審査：行政（市町村も参加）によるチェック

第1段階チェック

- 工事の種別
- 公共性
- 工事の規模
による仕分け

【安心・安全整備、景観整備共通】

- ①京都府が管理する施設であるか。
(景観整備は、道路、河川、港湾、府立学校、交通規制施設のみ)
国や市町村等の管理施設に関する工事は対象外
- ②公共性のある工事であるか。
特定の個人や団体等の利益に限られる工事は対象外
- ③単年度で実施できる小規模な工事であるか。
道路改良工事や河川整備工事など事業期間を要する大規模な工事及び建物の新築・大規模な改築工事は対象外
※小規模な工事においては、用地買収を伴うものも対象（景観事業は対象外）

【安心・安全整備事業】

- ④安心・安全につながる工事であるか。
・利便性向上は対象外

【景観整備事業】

- ⑤施設の景観向上につながる工事であるか。
・草刈りなど効果が一時的なものや不法投棄・占拠された物の撤去は対象外
・施設の形状を変更するものは対象外

- ⑥他の事業で既に着手している又は他の事業の計画区間等に含まれ実施する見込みのある工事は審査委員会に「本事業では不採択（他事業実施）」と報告（審査対象外）

第2段階チェック

- ①公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性
- ②技術上の適合性
- ③速効性

【公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性】

- (7) 公共事業としての必要性はあるか。投資効果は大きいか。
- (イ) 地域づくりや市町村のまちづくりと整合しているか。
- (ウ) 地域や市町村等からの要望と整合しているか。

【技術上の適合性】

- (7) 関係法令や構造規準、技術規準と適合しているか。

【速効性】

- (7) 早期対応の必要性はあるか。（緊急性によっては直ちに実施）
- (イ) 土地所有者や占用者、周辺住民等との調整に時間がかかるか。

事業委員会（公開）：行政＋民間（学識者等）からの意見聴取

- ◇技術審査結果（第1段階、第2段階チェック）を確認
- ◇提案採択、不採択に対する意見
- ◇不採択理由に対する意見

■提案採択後の土地所有者等との調整

提案採択後、地元調整や用地交渉の段階で最終的に土地所有者等の協力が得られないものは、審査委員会にその状況を報告の上、実施不可とする。